

大項目	事業運営
中項目	公民連携
<p>日本の水道事業は、人口減少等による料金収入の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面する課題への対応が急務となっている。このため、水道事業の運営基盤の強化は最重要の課題の一つであり、その方策として民間企業の経営ノウハウや人材を活用する公民連携が重要となっている。</p> <p>公民連携には、以下のように個別委託（従来型業務委託）のほか、第三者委託、PFI（Private Finance Initiative）、包括委託（包括的民間委託）、コンセッション方式など様々な手法がある。今後は水道事業者の組織体制等、内部の実情に合わせ、適切な公民連携手法の導入を検討し、運営基盤の維持・強化策として公民連携を進めていくことが望まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別委託（従来型業務委託） <p>水道事業者等の管理下で業務の一部を委託するものであり、水道法上の責任は全て水道事業者等が負う。契約期間は、通常は単年度契約。</p> 2. 第三者委託 <p>浄水場の運転管理業務などの水道の管理に関する技術上の業務について、技術的に信頼できる他の水道事業者等や民間事業者といった第三者に水道法上の責任を含め委託するもの。契約期間は、3～5年程度とすることが多い。</p> 3. PFI（Private Finance Initiative） <p>対象施設は浄水場などの大規模施設であり、施設全体を対象業務とすることが一般的である。契約期間は、10～30年の長期にわたる。資金調達は民間事業者が負担。なお、資金調達を水道事業者が負担する場合は、PFIに準じるDBO（Design Build Operate）。さらに、維持管理、修繕等を含まない場合はDB。</p> 4. 包括委託（包括的民間委託） <p>水道事業者等の管理下で業務を一括して委託するものであり、水道法上の責任は全て水道事業者等が負う。ただし、第三者委託を併用する場合には当該部分の責任は民間事業者が負う。契約期間は、5年程度とすることが多い。</p> 5. コンセッション方式 <p>利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。水道法改正（平成30年12月）で、地方公共団体が、水道事業者等としての位置づけ（認可者としての責任）を維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組みを導入（地方公共団体事業型）。契約期間は、20～30年程度の長期にわたることが考えられる。</p> 	
引用	<p>厚生労働省「令和元年度水道事業官民連携等基盤強化支援 報告書 令和2年3月」 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000634383.pdf</p>